

<契約書 記入例>

共同住宅における水道料金等契約書

長与町長 吉田 慎一 (以下「甲」という。) と 長与 太郎 (以下「乙」という。)

との間に、乙の所有する共同住宅の受水槽及び高架水槽 (以下「受水槽等」という。) 以下に設置する水道料金の賦課に、この契約書に基づく契約者 (平成 9 年条例第 1 条) に記入して下さい。

契約者の氏名 (乙と同じ氏名) を記入して下さい

第 1 条 乙は、この契約による取扱いを受けようとするときは、受水槽等より下流の給水設備の新設、増設、改造又は撤去の工事 (以下「工事」という。) について、給水条例による給水装置工事に関する規定に準じて所要の手続きをしなければならない。

第 2 条 乙及び乙の承認した給水申込者 (以下「申込者」という。) は、前条に基づき設置した給水設備の適正な維持管理の義務を負うものとする。

第 3 条 乙は、長与町共同住宅等の子メーターの貸与に係る規程に基づいて甲が乙に貸与する子メーター (以下、「貸与子メーター」という。) を設置するものとする。

また、貸与子メーターの維持管理は乙が行うものとし、計量法 (昭和 26 年法律第 207 号) に基づくメーター器の取替 (8 年未満更新) については甲が行うものとする。

第 4 条 甲は、貸与子メーターを検針すると同時に甲が貸与し受水槽等の上流に設置するメーター (以下「親メーター」という。) も検針するものとする。

第 5 条 甲は、前条の貸与子メーターにより算定した給水量に基づき、給水条例に定める水道料金等の区分に従って納入通知書を発行し、乙又は申込者が甲に支払うものとする。

第 6 条 乙は、給水設備の故障等が発生した場合は、直ちに甲へ報告し、甲の業務に支障がない期間内において、乙の責任かつ費用負担により、修繕、取替及び受水槽等の洗浄をおこなう等、給水設備を修復しなければならない。

第 7 条 乙は代理人及び管理人を選定し、甲に届け出てその承認を受けなければならない。ただし、甲が不要と認めたときはこの限りではない。

第 8 条 乙又は申込者がこの契約に違反したときは、甲はこの契約を解除するとともに、水道料金については、親メーターにより給水量を算定し乙に請求するものとする。この場合乙は、甲に対し損害賠償の請求はできないものとする。

第 9 条 乙は、申込者についてのこの契約に関する一切の責を持ち処理しなければならない。

第 10 条 乙は、甲がおこなう水道事業にかかる点検、メーター器の取替え、戸別

検針及び戸別徴収業務等の遂行に支障がないよう、適切な措置を講じなければならない。また、この契約を締結するとき及び次に掲げる事由が発生したときは直ちに届け出なければならない。

- (1) 乙の住所又は電話等の連絡先に変更があるとき
- (2) 共同住宅等の名称又は水道メーターの個数等の変更があるとき
- (3) オートロック玄関及び錠を取り付けるとき、又はその暗証番号及び錠の変更があるとき
- (4) 契約を解除するとき
- (5) 契約者の資格を喪失する事が明らかとなったとき

第11条 甲は、水道事業にかかる業務以外の目的で、乙から提供を受けた情報を利用してはならない。

第12条 乙は、契約者の資格を喪失した場合、正当な契約資格者へ遅延なくその資格を継承し、甲へ届け出てその承認を受けなければならぬ。又契約資格者が新たな契約を締結、もしくは解除するまでの間に生じたすべての問題は、甲乙で協議することとし、且つ契約資格者が当該契約に違反したことにより甲が被った損害は、すべて乙が賠償するものとする。

第13条 乙が死亡した場合は、法定相続人が連帯して前条の履行責任を負うものとする。

第14条 本契約の有効期間は 記入しない 年3月31日までとする。ただし有効期間満了前30日までに甲又は乙から契約の更新について異議申し立てがないときは、更に1年間契約を更新するものとし、以後もまた同様とする。

第15条 甲乙がこの契約を締結する以前に、当該共同住宅についてこの契約と同名あるいは同様の契約を締結しており、かつ、その契約が有効期間内であった

以上、契約締結

共同住宅の情報を記入してください

共同住宅の所在地

長与町○○郷○○○番地○

共同住宅の名称

○○○○マンション

記入しない

甲

長崎県西彼杵郡長与町○○郷○○○番地○

契約者の住所・氏名を記入後、押印してください

乙

長崎県西彼杵郡長与町○○郷○○○番地○

長与太郎

印